

ぐんま版消費者教育教材 (特別支援学校高等部向け)

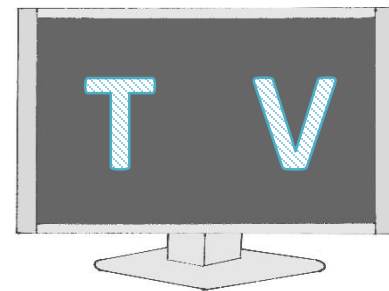
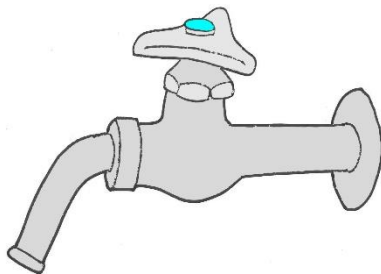
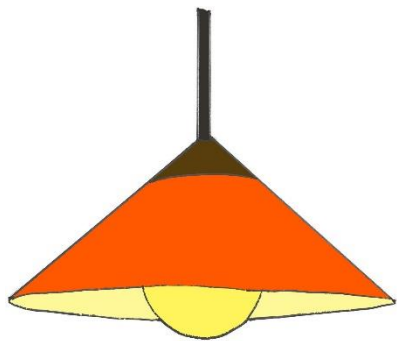
けいやく

2-1 契約とは

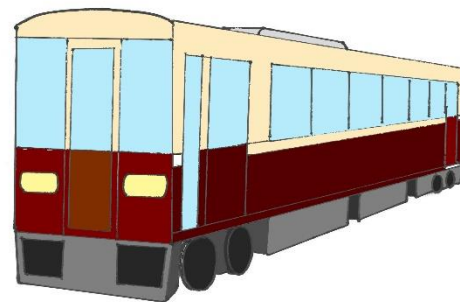
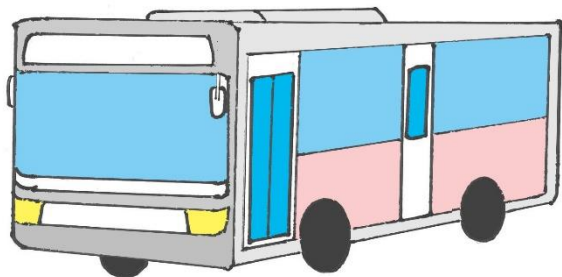
群馬県 生活こども部 消費生活課
令和7年3月改訂

けい やく せい かつ
「契約」はみなさんの生活の
なか
中にたくさんあります。

けいやく
契約することで、いろいろなサービスがうけられる



けいやく
これらはすべて**契約**です



けいやく

契約ってなに？

しょうひしゃりよく

消費者カクイズ①

つぎ

次のうち、

けいやく

契約はどれでしょう？

とも だち やくそく
① 友達と約束をする

いいよ



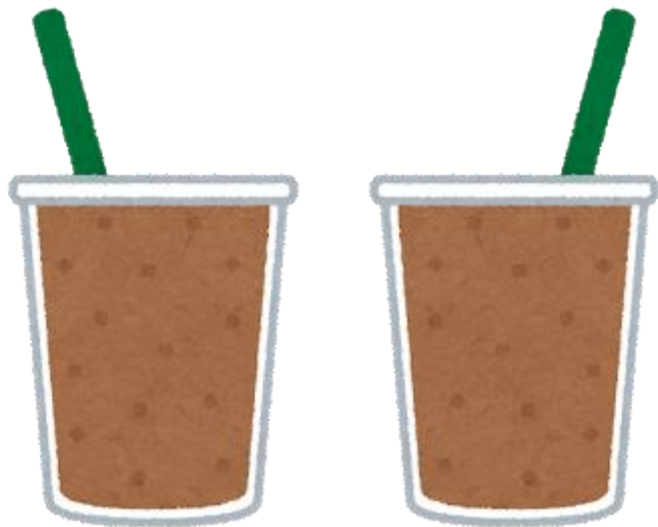
あした えいが
明日映画
み 見に行こうよ



の
② バスに乗る



の もの か
③ 飲み物を買う



えいが み
④ 映画を見る



ともだち やくそく
① 友達と約束をする

いい

あした えいが
明日映画
見ようよ



の
② バスに乗る



の もの か
③ 飲み物を買う



えいが み
④ 映画を見る



けい やく ほう てき せ き にん やく そく
契約＝法的な責任をとる約束

た が き も い っ ち
お互いの気持ちが一致



ことばのせつめい

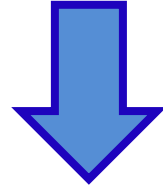
けい やく

ほう てき

せ き にん

やく そく

契約＝法的な責任をとる約束



ほう

ほう りつ

法＝『法律』

ほう てき

せ き にん

ほう りつ

やぶ

法的な責任＝『法律を破ったら、ばつをうける

せ き にん

責任があること』

かくにん

ロールプレイで確認しよう

けいやく せいりつ

契約の成立

けい やく

ほう てき

せ き に ん

やく そ く

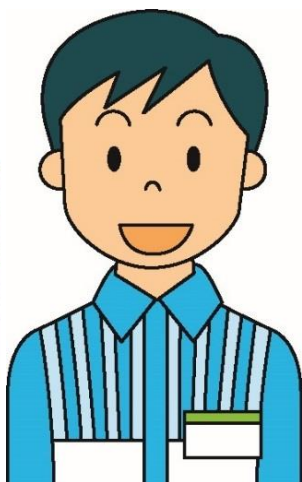
契約＝法的な責任をとる約束

た が

き も

い っ ち

お互いの気持ちが一致



う て

【売り手】



けい やく

せい り つ

契約の成立



か て

【買い手】

100円

しょうひしゃりよく
消費者カクイズ②

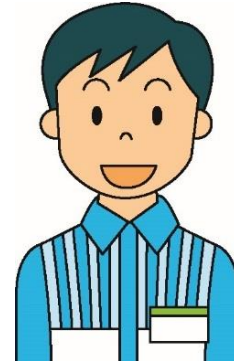
けいやく せいりつ
契約が成立するのはいつでしょう？

①



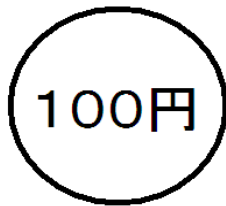
これください

②



えん
100円になります

③



えん
100円をわたす

④



の もの
飲み物をわたす

せい かい 正解は②です

きゃく もうし こ
客が申込み→



た が
お互いの
き も
気持ちが
い っ ち
一致

ていいん しょうだく
←店員が承諾



けい やく せいりつ
契約が成立!

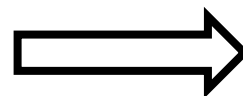


けい やく せい りつ
契約が成立



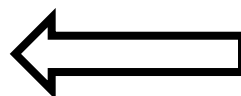
かね せきにん
お金をはらう**責任**

100円



かね う とる けんり
お金を受け取る**権利**

しょうひん う と けんり
商品を受け取る**権利**



しょうひん せきにん
商品をわたす**責任**

たが き も いっ ち
お互いの気持ちが一致すると・・・

けい やく しよ
契約書がなくても

くち やく そく けい やく せいりつ
口約束でも契約は成立します

「はい」と返^{へん}事^じをすることは、
ど^いうい^みう意味がありますか。

じぶん

☑ 自分はこちらにいます。



いつも

こた

☑質問に答えられます。

はい

わ
分かる人
いますか？
ひと

わ

☑分かりました。

か

これを買ってください。
いいですか？

はい



「これを^か買ってください。

いいですか？」と聞^きかれたときに

「はい」と答^{こた}えることは

「分^わかりました。買^かいます。」という

意^い味^みになり、契^{けい}約^{やく}が成^{せい}立^{りつ}する。

けい やく

せい りつ

契約が成立すると・・・

たが

けい やく ない よう

まも

お互いに契約内容を守らなければならない

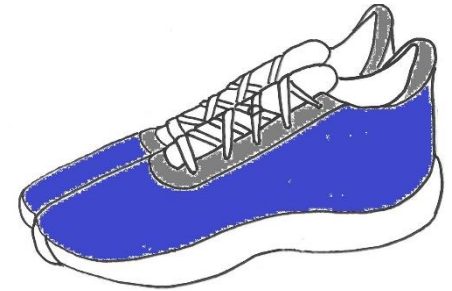
いっ ぽう てき

一方的にやめることはできない

けい やく しょ す
契約書をやぶり捨てても、

けい やく
契約はなくなりません





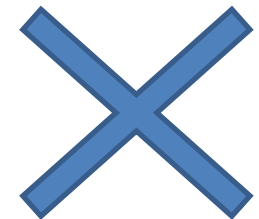
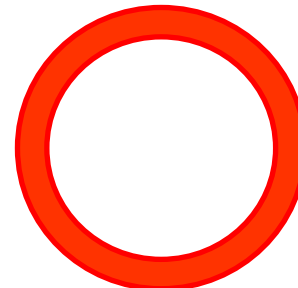
しょう ひ しゃ りよく
消費者カクイズ③

みせ か
お店でスニーカーを買った。

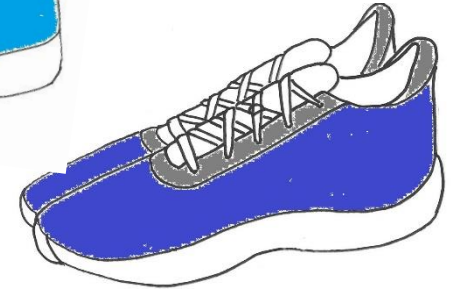
いえ かえ かんが ちが しょうひん
家に帰って、よく考えたら違う商品がよかった。

よくじつ しょうひん も みせ い
翌日、商品とレシートを持ってお店に行けば、

へん ぴん
返品できる？



かくにん
ロールプレイで確認しよう
みせ か しょうひん へんぴん
お店で買った商品は返品できますか？



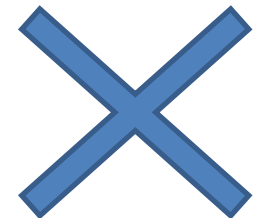
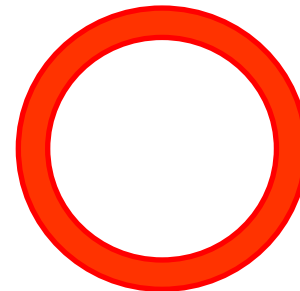
しょう ひ しゃ りよく
消費者力 クイズ③

みせ か
お店でスニーカーを買った。

いえ かえ かんが ちが しょうひん
家に帰って、よく考えたら違う商品がよかった。

よくじつ しょうひん も みせ い
翌日、商品とレシートを持ってお店に行けば、

へん ぴん
返品できる？



せい かい
正解は

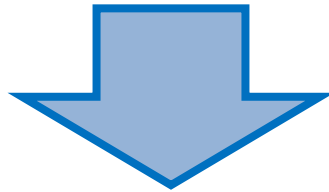


- ^{かって}勝手に、^{けい やく}契約をやめて、^{へん ぴん}返品はできません。
- ^{へん ぴん}サービスのひとつとして、^{おう}返品に応じてくれるお店^{みせ}はあります。

けいやく せいりつ
契約が成立すると・・・

たが けいやく ないよう まも ぎ む
お互いに契約内容を守る義務

いっ ぽう てき
一方的にやめることはできない



けいやく まえ
契約する前に
かんが
しっかり考えよう！

な まえ か
名前を書くことは、
い み
どういう意味がありますか。

じぶん

も

もの

☑ 自分の持ち物だと

わ

分かるようにする。



しょうい か
☑書類に書いてあること
なっ とく どうい
に納得した、同意した。



けいやくしょるい なまえ か
契約書類に名前を書くこと
しょるい か
は、書類に書いてあるとおり
なっとく どうい
にすることに納得し、同意
いみ
したという意味がある。

けいやく

しよるい

なまえ

か

契約書類に名前を書くとき…

しよるい

か

ないよう

まも

ぎむ

書類に書いてある内容を守る義務

いっぽうてき

一方的にやめることはできない



けいやく しよるい

なまえ

か

まえ

契約書類に名前を書く前に

か

ないよう

よ

書いてある内容をよく読む！

わ

なまえ

か

分からなければ、名前は書かない



こま

『どうしよう!』 困ったときは

しょうひ せいかつ

そうだん

消費生活センターに相談しよう



ぐん ま けん しょう ひ せいかつ

群馬県消費生活センター

☎027-223-3001

○月～金曜日：9時～16時30分（電話・来所）※来所は予約制

○土曜日：9時～12時／13時～16時30分（電話のみ）



【解説】

2-1 契約とは

①3頁 「契約することで、いろいろなサービスを受けられる」

部屋の照明をつける(電気供給契約)。顔を洗うために水道を使う(水道使用契約・給水契約)。テレビを見る(受信契約)。学校に通うために電車やバスに乗る(旅客運送契約)。契約だと認識していなくても、たくさんの契約で日常生活が成り立っています。

②9～11頁 「契約カクイズ②」

「お金を払う」「飲み物を受け取る」時点で契約が成立すると考える方が多くいます。9、11頁にあるようにお互いの意思が一致したときに契約が成立します。それにより消費者には「お金を払う義務」「商品を受け取る権利」が発生します。

②12～13頁 「契約の成立」

実際の相談では、契約をなかったことにしようと、消費者が商品を受取拒否したり、契約書を破り捨てたりする事例もありますが、これではトラブルは解決はしません。

契約が成立すると簡単にはやめられないという意識を持ち、契約をする前に情報を収集してしっかり考えることがトラブルの未然防止に繋がります。

③21～23頁 「消費者カクイズ③ 店舗購入の返品」

自身の経験から、レシートがあれば返品できると考える方が多いですが、店舗購入の場合、店側は返品に応じる義務はありません。